

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日:2024年4月12日

りそな・日経225オープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

- この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
- 「りそな・日経225オープン」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を2024年4月11日に関東財務局長に提出しており、2024年4月12日にその届出の効力が生じております。

アムンディ・ジャパン株式会社

| | |
|---------------------|-----------------|
| 発行者名 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役 藤川 克己 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区東新橋一丁目9番2号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません |

目 次

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 第一部 | 証券情報 | 1 |
| 第二部 | ファンド情報 | 4 |
| 第1 | ファンドの状況 | 4 |
| 第2 | 管理及び運営 | 34 |
| 第3 | ファンドの経理状況 | 41 |
| 第4 | 内国投資信託受益証券事務の概要 | 73 |
| 第三部 | 委託会社等の情報 | 74 |
| 第1 | 委託会社等の概況 | 74 |
| 約款 | | |

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

りそな・日経225オープン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

① 発行価格

取得申込受付日の基準価額*とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの）とします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 ④ その他」をご参照ください。）にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は、1.1%（税抜1.00%）です。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ④ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

(7) 【申込期間】

2024年4月12日から2024年10月11日まで※

※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 ④ その他」のお問合せ先にご照会ください。

※販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに、取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。

ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みの方法等

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」※があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

なお、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。ご利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、投資信託定時定額購入プランに関する取り決めを行う必要があります。また、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

各申込コース・プラン等の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（後記「④ その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

取得申込みは、原則として毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆ 投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン **050-4561-2500**
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

親投資信託である「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とし、日経トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

○日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価（日経225）の値動きを示す指数です。日経平均株価（日経225）とは、「東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄」の平均株価指数であり、日本の株式市場の動向を示す指標（株価指数）のひとつです。

市況変動以外の要因（採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を持たせており、日本の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

（注）日経平均株価（日経225）および日経平均トータルリターン・インデックス（以下「日経平均株価」）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。またファンドの運用およびファンドの受益権の取引に関して、日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／株式／インデックス型に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|------------|-----------|-------------------------------|----------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | インデックス型 |
| | 海外 | 債券 | |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 その他資産 () 資産複合 | 特殊型 |

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

| | |
|---------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 国内 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| インデックス型 | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象 インデックス |
|---|--------------|-----------|-----------------------|--------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | 日経225 |
| | 年2回 | 日本 | | TOPIX |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年4回 | 北米 | ファンド・オブ・ ファンズ | その他 () |
| | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| 不動産投信 | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| | | オセアニア | | |
| その他資産 (投資信託証券 (株式))※ | 日々 | 中南米 | | |
| | | アフリカ | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他 () | 中近東 (中東) | | |
| | | エマージング | | |

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

| | |
|---------------------------|---|
| その他資産 (投資信託証券 (株式)) | 目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 日本 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ファミリー ファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 日経225 | 目論見書または投資信託約款において、対象インデックスを、日経225とするものをいいます。 |

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

*商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1) 日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指します。

- ・日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価（日経225）の値動きを示す指数です。ファンドは日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用する「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指します

連動するのは、金額ではなく騰落率です。

ファンドは日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、連動するのは上昇・下落した金額ではなく、上昇率・下落率などの騰落率になります。

【基準価額と日経平均トータルリターン・インデックスの動きが乖離する場合】

次の理由により、基準価額の動きが、日経平均トータルリターン・インデックスの動きと乖離する場合があります。

①日経平均トータルリターン・インデックスの構成銘柄の全てを組入れることができない場合があること ②株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響 ③運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響 ④株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響 ⑤追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響 ⑥株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

急な大口資金の流入時等には日経平均トータルリターン・インデックスとの連動率の向上を図るためマザーファンドにおいて株価指数等の先物取引を行う場合があります。株価指数等の先物取引を含む株式への実質投資割合を110%を上限として高めることがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

イメージ図

| | | | | | |
|-----------------------------|-------------|----------|-------------|----------|---------|
| | ← 20%下落した場合 | | 20%上昇した場合 → | | |
| 日経平均 トータルリターン・ インデックス | 16,000円 | -4,000円 | 20,000円 | +4,000円 | 24,000円 |
| | | ↓ 下落額 | | ↑ 上昇額 | |
| 基準価額 | 10,400円 | -2,600円 | 13,000円 | +2,600円 | 15,600円 |

2) 日経平均トータルリターン・インデックス採用銘柄（225銘柄）の中から、原則として200銘柄以上に投資を行います。

- ・日経平均トータルリターン・インデックス採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。
- ・日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

3) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ・株式の実質投資割合は原則100%程度とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1999年 7月23日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2002年10月15日 ファンドの名称を「あさひ東京・日経225オープン」から
「りそな・日経225オープン」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

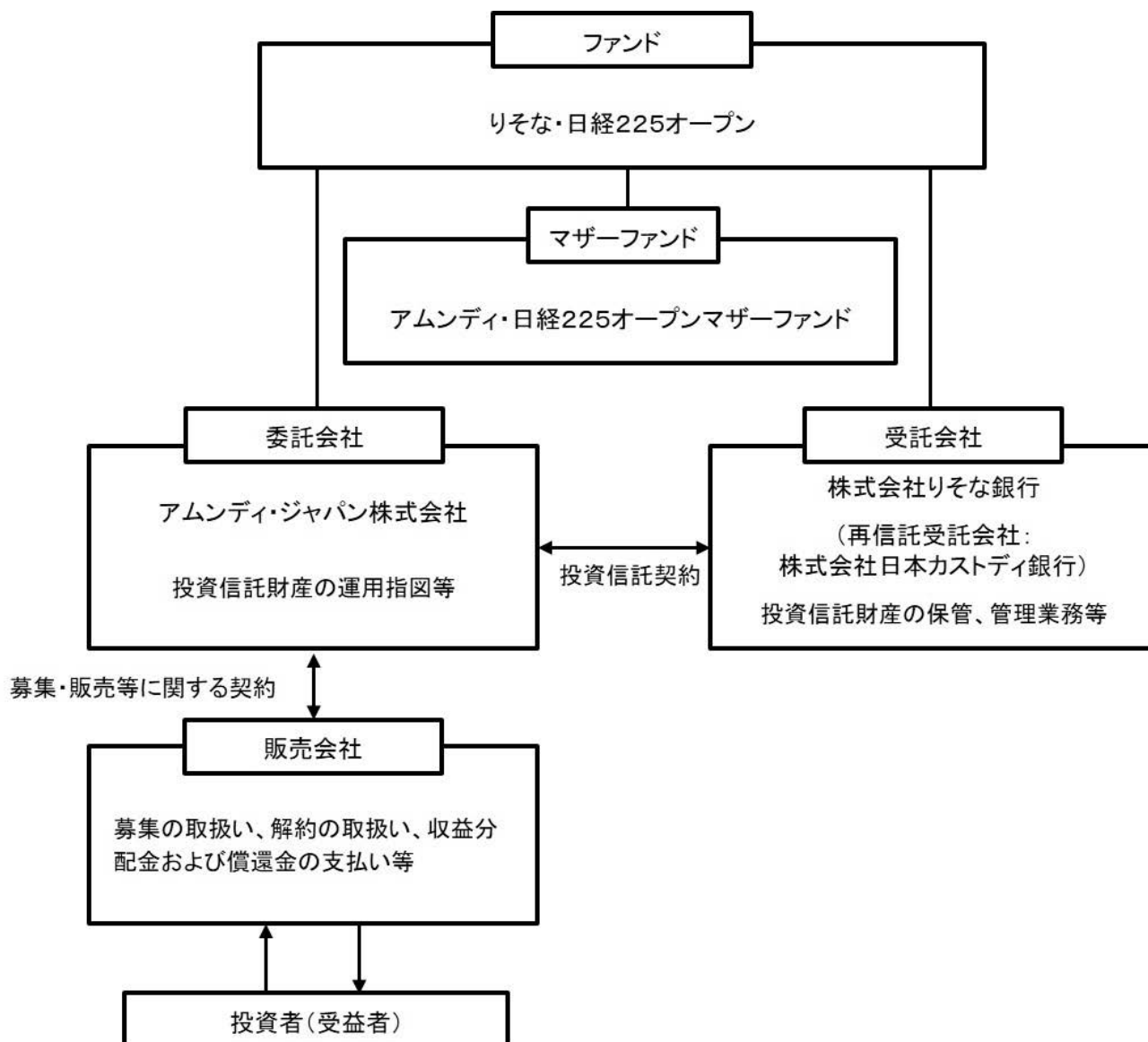
※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は以下のとおりです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

| 各契約の種類 | 契約の概要 |
|------------------------------------|---|
| 募集・販売等に関する契約 | 委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約 |
| 投資信託契約 (投資信託にかかる信託契約 (信託約款)) | 委託会社と受託会社の間で締結する、当該投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約 |

委託会社の概況

| | | | | |
|----------------|--|-----------------------------|------------|------|
| 名 称 等 | アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号) | | | |
| 資本金の額 | 12億円 | | | |
| 会社の沿革 | 1971年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更 | | | |
| 大 株 主 の 状 況 | 名 称 | 住 所 | 所有株式数 | 比率 |
| | アムンディ・アセットマネジメント | フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93 | 2,400,000株 | 100% |

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1)主として「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

※日経平均トータルリターン・インデックスの変動と同程度の比率で基準価額が変動することを目標とします。

2)組入対象銘柄は、主として東京証券取引所プライム市場上場株式とします。日経平均トータルリターン・インデックス採用銘柄のうち原則として200銘柄以上に投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。

3)現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

4)株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合（信託財産に属する当該証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額の、信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。）は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行います。日経平均トータルリターン・インデックスとの連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。

5)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

6)ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）およ

び新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1. から8. の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
11. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記1. の証券または証書、9. および13. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものおよび11. の証券のうちクローズド・エンド型のを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および9. ならびに13. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10. および11. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③ 前記①にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記②の1. から5. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。

(3) 【運用体制】

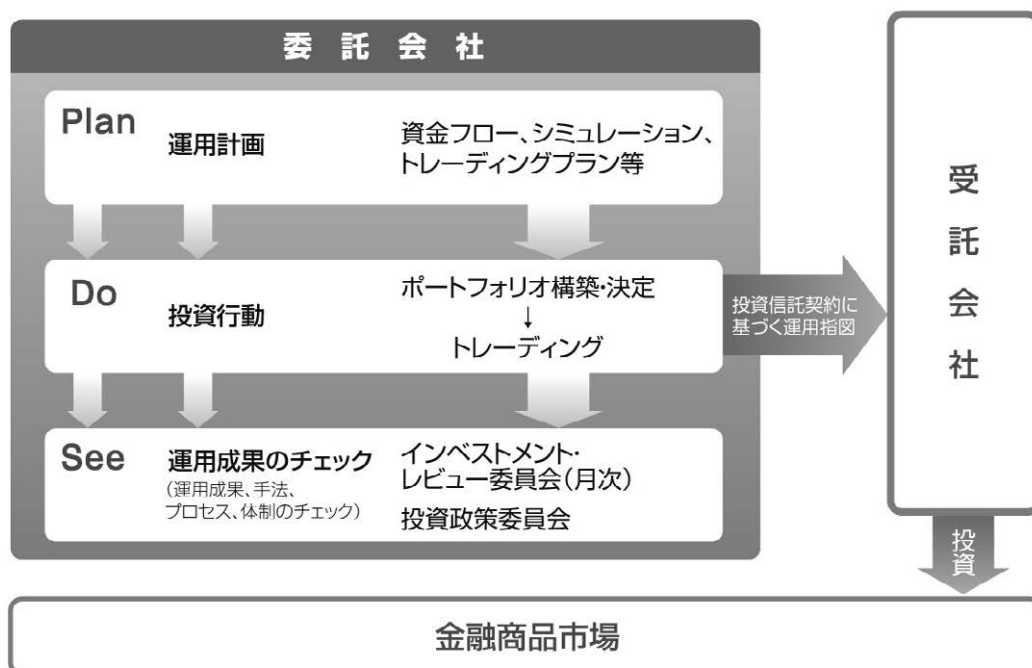
① 投資戦略の決定および運用の実行

CIO（最高運用責任者）に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

② 運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



*委託会社の運用成果のチェック・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

※委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年1回、原則として7月11日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

③留保益の運用方針

収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5) 【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式の実質投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資は、行ないません。

(ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(ニ) 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

(ホ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ト) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(チ) 有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行ないません。

(リ) スワップ取引は信託約款の範囲で行ないません。

(ヌ) 金利先渡し取引は信託約款の範囲で行ないません。

(ル) 信用取引の指図範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。

2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(ヲ) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(ワ) デリバティブ取引の利用目的

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(カ) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

(ヨ) 資金の借入れの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前記1)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間に限るものとします。
- 4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

(参考) 「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」の投資方針の概要

(1) 運用方針

わが国の株式中心に投資を行い、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2) 主な投資対象

東京証券取引所プライム市場に上場されている株式を主要投資対象とします。

(3) 投資態度

- ① 株式への投資は、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄の中から原則として200銘柄以上に投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入は行わないことがあります。
- ② 現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。
- ③ 株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行います。ただし、日経平均トータルリターン・インデックスとの連動率の向上をはかるため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質組入比率は、信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。
- ④ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

(4) 主な投資制限

- ① 株式の投資には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資については、制限を設けません。

- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行ないます。
- ⑨スワップ取引は信託約款の範囲で行ないます。
- ⑩金利先渡取引は信託約款の範囲で行ないます。
- ⑪信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ⑬デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑭信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率

は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

1. 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2. 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドの資金を、コール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、相手方の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3. 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや市場規模の悪化により売却価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4. 有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

5. 価格乖離リスク

ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、次の理由により基準価額の動きが日経平均トータルリターン・インデックスの動きと乖離する場合があります。

1. 日経平均トータルリターン・インデックスの構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

3. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

4. ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぼ可能性があります。

5. 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

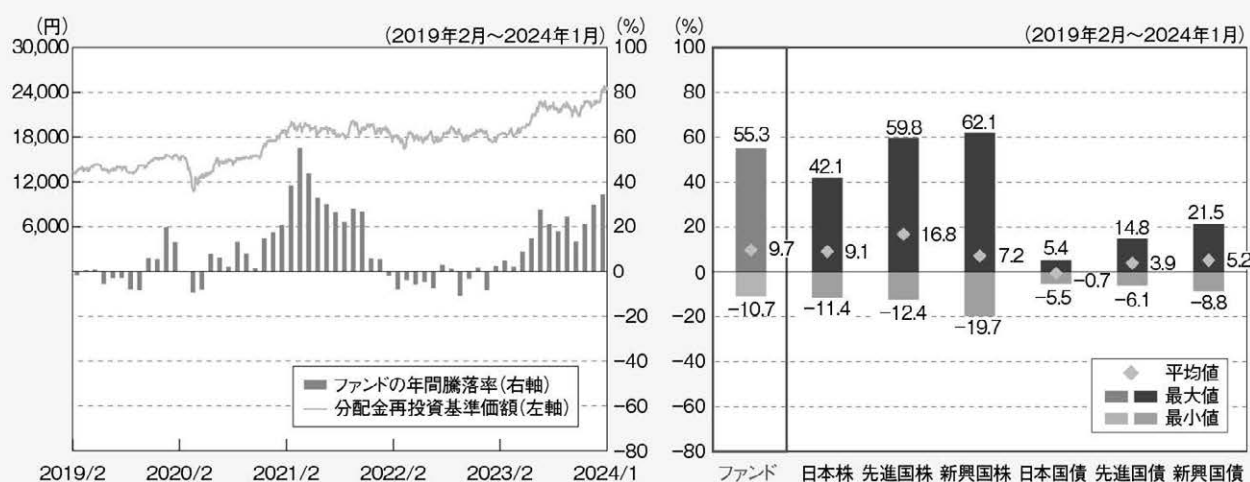
流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率 (各月末における直近1年間の騰落率) および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 *②のグラフは、2019年2月から2024年1月までの5年間の年間騰落率 (各月末における直近1年間の騰落率) の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
 *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

| | |
|--|--|
| 日本株 | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) |
| 東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。 | |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース) |
| MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。 | |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース) |
| MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。 | |
| 日本国債 | NOMURA-BPI 国債 |
| NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (以下「NFRC」という。) が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。 | |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) |
| FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 | |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース) |
| JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。 | |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

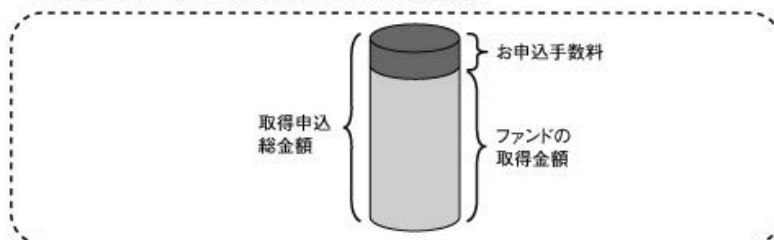
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた金額とします。

| 料率上限（本書作成日現在） | 役務の内容 |
|---------------|--|
| 1.1%（税抜1.00%） | 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。 |

<取得申込時にお支払いいただく金額>



※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

※償還乗換え*でのお申込みに関しては、各販売会社にお問合せください。

※「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

販売会社が独自に定める申込手数料率等についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン **050-4561-2500**
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.825%（税抜0.75%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の各関係法人への配分は以下の通りとします。

(信託報酬の配分)

| 支払先 | 料率(年率) | | 役務の内容 |
|------|--------------|-----------|---|
| | 販売会社ごとの純資産総額 | | |
| | 100億円以下の部分 | 100億円超の部分 | |
| 委託会社 | 0.30%(税抜) | 0.20%(税抜) | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 0.35%(税抜) | 0.45%(税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 0.10%(税抜) | 0.10%(税抜) | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

- 2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。
- 3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ④ 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.007%（税抜）を乗じて計算した額以内とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支弁します。
- ⑤ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

- ◆費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- ◆費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2023年10月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として、申告分離課税*または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。
- 換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税*が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

| | |
|----|-------------------------------------|
| 税率 | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
|----|-------------------------------------|

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

| | |
|----|-------------------------------|
| 税率 | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
|----|-------------------------------|

* ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から

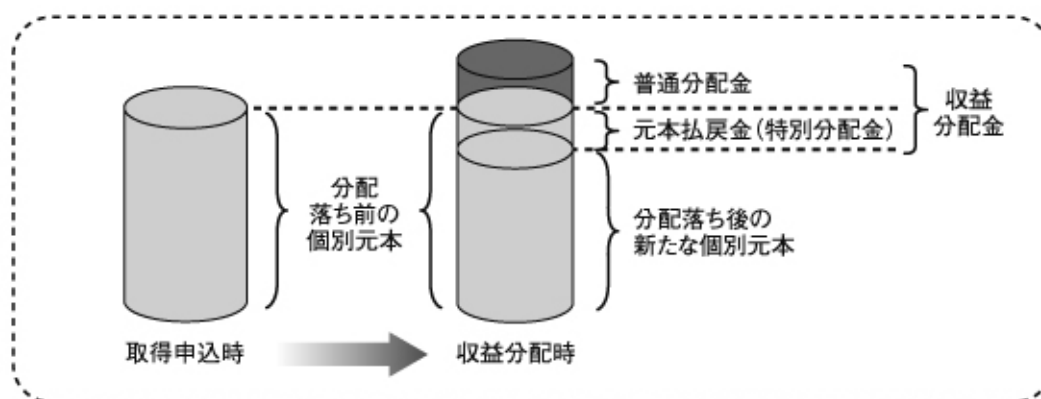
元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間:2022年7月12日～2023年7月11日)

| 総経費率 (① + ②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|--------------|------------|-----------|
| 0.85% | 0.83% | 0.02% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

2024年1月末日現在

信託財産の構成

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|----------------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 27,739,226,111 | 99.97 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | — | 5,929,747 | 0.02 |
| 合計(純資産総額) | | 27,745,155,858 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年1月末日現在

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|----------------------------|---------------|-------------------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | アムンディ・日経225オープン マザーファンド | 9,162,419,855 | 2.6597 | 24,369,288,089 | 3.0275 | 27,739,226,111 | 99.97 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率 (%) |
|-----------|-------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 国内 | 99.97 |
| 合計 | | 99.97 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期間 | 純資産総額 (円) | | 1口当たり純資産額 (円) | |
|-------------------------|----------------|----------------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第15期計算期間末 (2014年 7月11日) | 67,860,489,232 | 67,860,489,232 | 0.9270 | 0.9270 |
| 第16期計算期間末 (2015年 7月13日) | 41,644,560,232 | 41,644,560,232 | 1.2379 | 1.2379 |
| 第17期計算期間末 (2016年 7月11日) | 66,425,568,486 | 66,425,568,486 | 0.9786 | 0.9786 |
| 第18期計算期間末 (2017年 7月11日) | 30,114,534,714 | 30,114,534,714 | 1.2715 | 1.2715 |
| 第19期計算期間末 (2018年 7月11日) | 33,864,173,690 | 33,864,173,690 | 1.3941 | 1.3941 |
| 第20期計算期間末 (2019年 7月11日) | 41,097,461,188 | 41,097,461,188 | 1.4002 | 1.4002 |
| 第21期計算期間末 (2020年 7月13日) | 32,344,409,353 | 32,344,409,353 | 1.4946 | 1.4946 |
| 第22期計算期間末 (2021年 7月12日) | 31,828,245,137 | 31,828,245,137 | 1.8875 | 1.8875 |
| 第23期計算期間末 (2022年 7月11日) | 29,872,278,346 | 29,872,278,346 | 1.7904 | 1.7904 |
| 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) | 26,243,819,589 | 26,243,819,589 | 2.1816 | 2.1816 |
| 2023年 1月末日 | 29,840,767,392 | — | 1.8361 | — |
| 2月末日 | 29,662,207,727 | — | 1.8440 | — |
| 3月末日 | 29,262,300,412 | — | 1.9002 | — |
| 4月末日 | 28,754,733,031 | — | 1.9543 | — |
| 5月末日 | 26,486,578,195 | — | 2.0917 | — |
| 6月末日 | 27,185,170,017 | — | 2.2489 | — |
| 7月末日 | 26,847,941,383 | — | 2.2464 | — |
| 8月末日 | 26,520,242,101 | — | 2.2085 | — |
| 9月末日 | 25,853,152,965 | — | 2.1706 | — |
| 10月末日 | 25,475,560,088 | — | 2.1010 | — |
| 11月末日 | 26,705,815,123 | — | 2.2786 | — |
| 12月末日 | 26,114,115,704 | — | 2.2792 | — |
| 2024年 1月末日 | 27,745,155,858 | — | 2.4699 | — |

②【分配の推移】

| | 期間 | 1口当たり分配金 (円) |
|----------|-------------------------|--------------|
| 第15期計算期間 | 2013年 7月12日～2014年 7月11日 | 0.0000 |
| 第16期計算期間 | 2014年 7月12日～2015年 7月13日 | 0.0000 |
| 第17期計算期間 | 2015年 7月14日～2016年 7月11日 | 0.0000 |
| 第18期計算期間 | 2016年 7月12日～2017年 7月11日 | 0.0000 |
| 第19期計算期間 | 2017年 7月12日～2018年 7月11日 | 0.0000 |
| 第20期計算期間 | 2018年 7月12日～2019年 7月11日 | 0.0000 |
| 第21期計算期間 | 2019年 7月12日～2020年 7月13日 | 0.0000 |
| 第22期計算期間 | 2020年 7月14日～2021年 7月12日 | 0.0000 |
| 第23期計算期間 | 2021年 7月13日～2022年 7月11日 | 0.0000 |
| 第24期計算期間 | 2022年 7月12日～2023年 7月11日 | 0.0000 |

③【収益率の推移】

| | 期間 | 収益率 (%) |
|------------|-------------------------|---------|
| 第15期計算期間 | 2013年 7月12日～2014年 7月11日 | 5.5 |
| 第16期計算期間 | 2014年 7月12日～2015年 7月13日 | 33.5 |
| 第17期計算期間 | 2015年 7月14日～2016年 7月11日 | △20.9 |
| 第18期計算期間 | 2016年 7月12日～2017年 7月11日 | 29.9 |
| 第19期計算期間 | 2017年 7月12日～2018年 7月11日 | 9.6 |
| 第20期計算期間 | 2018年 7月12日～2019年 7月11日 | 0.4 |
| 第21期計算期間 | 2019年 7月12日～2020年 7月13日 | 6.7 |
| 第22期計算期間 | 2020年 7月14日～2021年 7月12日 | 26.3 |
| 第23期計算期間 | 2021年 7月13日～2022年 7月11日 | △5.1 |
| 第24期計算期間 | 2022年 7月12日～2023年 7月11日 | 21.8 |
| 第25期中間計算期間 | 2023年 7月12日～2024年 1月11日 | 9.4 |

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) ÷ (当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額) × 100

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|------------|-------------------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 第15期計算期間 | 2013年 7月12日～2014年 7月11日 | 120,874,388,938 | 115,788,025,763 | 73,201,549,190 |
| 第16期計算期間 | 2014年 7月12日～2015年 7月13日 | 83,861,175,657 | 123,421,779,441 | 33,640,945,406 |
| 第17期計算期間 | 2015年 7月14日～2016年 7月11日 | 64,672,810,853 | 30,432,252,066 | 67,881,504,193 |
| 第18期計算期間 | 2016年 7月12日～2017年 7月11日 | 18,284,216,603 | 62,481,269,407 | 23,684,451,389 |
| 第19期計算期間 | 2017年 7月12日～2018年 7月11日 | 22,027,379,519 | 21,420,291,835 | 24,291,539,073 |
| 第20期計算期間 | 2018年 7月12日～2019年 7月11日 | 21,823,189,680 | 16,763,535,360 | 29,351,193,393 |
| 第21期計算期間 | 2019年 7月12日～2020年 7月13日 | 15,287,314,393 | 22,997,777,501 | 21,640,730,285 |
| 第22期計算期間 | 2020年 7月14日～2021年 7月12日 | 9,542,765,059 | 14,320,498,207 | 16,862,997,137 |
| 第23期計算期間 | 2021年 7月13日～2022年 7月11日 | 5,228,314,212 | 5,406,470,747 | 16,684,840,602 |
| 第24期計算期間 | 2022年 7月12日～2023年 7月11日 | 3,594,947,553 | 8,250,142,259 | 12,029,645,896 |
| 第25期中間計算期間 | 2023年 7月12日～2024年 1月11日 | 1,079,237,136 | 1,744,052,119 | 11,364,830,913 |

(注) 全て本邦内におけるものです。

(参考)

アムンディ・日経225オープンマザーファンド

投資状況

2024年1月末日現在

信託財産の構成

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|----------------|----------|
| 株式 | 日本 | 39,227,960,160 | 98.58 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | — | 561,919,033 | 1.41 |
| 合計(純資産総額) | | 39,789,879,193 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

| 種類 | 建別 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|----------|----|------|-------------|----------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本 | 618,290,000 | 1.55 |
| | 売建 | 日本 | 58,192,000 | 0.14 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

2024年1月末日現在

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-----------------|--------|---------|-------------------|---------------|------------------|---------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | ファーストリテイリング | 小売業 | 108,000 | 34,610.52 | 3,737,936,160 | 39,740.00 | 4,291,920,000 | 10.78 |
| 2 | 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 108,000 | 20,112.50 | 2,172,150,000 | 27,865.00 | 3,009,420,000 | 7.56 |
| 3 | 日本 | 株式 | アドバンテスト | 電気機器 | 288,000 | 5,050.86 | 1,454,647,680 | 5,823.00 | 1,677,024,000 | 4.21 |
| 4 | 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 216,000 | 6,737.36 | 1,455,269,760 | 6,460.00 | 1,395,360,000 | 3.50 |
| 5 | 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 216,000 | 4,247.57 | 917,475,120 | 4,897.00 | 1,057,752,000 | 2.65 |
| 6 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 180,000 | 4,575.63 | 823,613,400 | 5,875.00 | 1,057,500,000 | 2.65 |
| 7 | 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 36,000 | 28,503.02 | 1,026,108,720 | 23,885.00 | 859,860,000 | 2.16 |
| 8 | 日本 | 株式 | TDK | 電気機器 | 108,000 | 5,299.23 | 572,316,840 | 7,442.00 | 803,736,000 | 2.01 |
| 9 | 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 180,000 | 4,742.26 | 853,606,800 | 4,117.00 | 741,060,000 | 1.86 |
| 10 | 日本 | 株式 | テルモ | 精密機器 | 144,000 | 4,333.07 | 623,962,080 | 5,031.00 | 724,464,000 | 1.82 |
| 11 | 日本 | 株式 | リクルートホールディングス | サービス業 | 108,000 | 4,478.47 | 483,674,760 | 5,927.00 | 640,116,000 | 1.60 |
| 12 | 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 288,000 | 1,886.18 | 543,219,840 | 2,182.50 | 628,560,000 | 1.57 |
| 13 | 日本 | 株式 | 中外製薬 | 医薬品 | 108,000 | 3,837.18 | 414,415,440 | 5,347.00 | 577,476,000 | 1.45 |
| 14 | 日本 | 株式 | レーザーテック | 電気機器 | 14,400 | 23,335.26 | 336,027,744 | 39,780.00 | 572,832,000 | 1.43 |
| 15 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 180,000 | 2,221.17 | 399,810,600 | 3,000.00 | 540,000,000 | 1.35 |
| 16 | 日本 | 株式 | ソニーグループ | 電気機器 | 36,000 | 12,671.97 | 456,190,920 | 14,695.00 | 529,020,000 | 1.32 |
| 17 | 日本 | 株式 | 第一三共 | 医薬品 | 108,000 | 3,879.76 | 419,014,080 | 4,423.00 | 477,684,000 | 1.20 |
| 18 | 日本 | 株式 | 日東電工 | 化学 | 36,000 | 9,947.60 | 358,113,600 | 12,310.00 | 443,160,000 | 1.11 |
| 19 | 日本 | 株式 | セコム | サービス業 | 36,000 | 9,393.05 | 338,149,800 | 10,720.00 | 385,920,000 | 0.96 |
| 20 | 日本 | 株式 | NTTデータグループ | 情報・通信業 | 180,000 | 1,915.92 | 344,865,600 | 2,140.50 | 385,290,000 | 0.96 |
| 21 | 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 216,000 | 1,400.24 | 302,451,840 | 1,675.50 | 361,908,000 | 0.90 |
| 22 | 日本 | 株式 | 豊田通商 | 卸売業 | 36,000 | 7,233.02 | 260,388,720 | 9,786.00 | 352,296,000 | 0.88 |
| 23 | 日本 | 株式 | バンダイナムコホールディングス | その他製品 | 108,000 | 3,112.76 | 336,178,080 | 3,215.00 | 347,220,000 | 0.87 |
| 24 | 日本 | 株式 | HOYA | 精密機器 | 18,000 | 16,134.07 | 290,413,260 | 18,945.00 | 341,010,000 | 0.85 |
| 25 | 日本 | 株式 | 富士フイルムホールディングス | 化学 | 36,000 | 8,220.23 | 295,928,280 | 9,410.00 | 338,760,000 | 0.85 |
| 26 | 日本 | 株式 | デンソー | 輸送用機器 | 144,000 | 2,317.15 | 333,669,600 | 2,341.00 | 337,104,000 | 0.84 |
| 27 | 日本 | 株式 | キッコーマン | 食料品 | 36,000 | 7,865.84 | 283,170,240 | 9,141.00 | 329,076,000 | 0.82 |
| 28 | 日本 | 株式 | コナミグループ | 情報・通信業 | 36,000 | 7,507.02 | 270,252,720 | 9,126.00 | 328,536,000 | 0.82 |
| 29 | 日本 | 株式 | オリンパス | 精密機器 | 144,000 | 2,201.75 | 317,052,000 | 2,200.00 | 316,800,000 | 0.79 |
| 30 | 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 180,000 | 2,047.05 | 368,469,000 | 1,725.00 | 310,500,000 | 0.78 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 国内／外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|--------|-------|------------|-------------|
| 株式 | 国内 | 水産・農林業 | 0.07 |
| | | 鉱業 | 0.07 |
| | | 建設業 | 1.63 |
| | | 食料品 | 3.36 |
| | | 繊維製品 | 0.09 |
| | | パルプ・紙 | 0.06 |
| | | 化学 | 6.70 |
| | | 医薬品 | 5.88 |
| | | 石油・石炭製品 | 0.20 |
| | | ゴム製品 | 0.74 |
| | | ガラス・土石製品 | 0.69 |
| | | 鉄鋼 | 0.08 |
| | | 非鉄金属 | 0.65 |
| | | 金属製品 | 0.02 |
| | | 機械 | 4.78 |
| | | 電気機器 | 26.79 |
| | | 輸送用機器 | 4.63 |
| | | 精密機器 | 3.69 |
| | | その他製品 | 2.29 |
| | | 電気・ガス業 | 0.16 |
| | | 陸運業 | 1.24 |
| | | 海運業 | 0.47 |
| | | 空運業 | 0.28 |
| | | 倉庫・運輸関連業 | 0.20 |
| | | 情報・通信業 | 9.78 |
| | | 卸売業 | 3.30 |
| | | 小売業 | 12.69 |
| | | 銀行業 | 0.66 |
| | | 証券、商品先物取引業 | 0.16 |
| | | 保険業 | 0.91 |
| その他金融業 | 0.80 | | |
| 不動産業 | 1.14 | | |
| サービス業 | 4.24 | | |
| 合計 | | | 98.58 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 種類 | 取引所 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------------|-------|------------|-----------|-----|----|-------------|-------------|-------------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪取引所 | 日経平均株価指数先物 | 買建 | 17円 | | 595,538,730 | 618,290,000 | 1.55 |
| | 大阪取引所 | ミニ日経225先物 | 売建 | 16円 | | 57,639,860 | 58,192,000 | 0.14 |

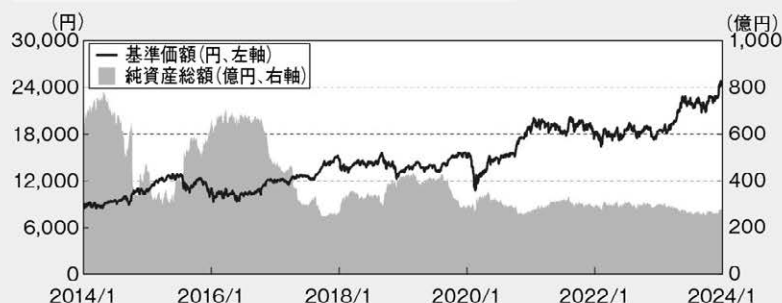
(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

運用実績

2024年1月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 24,699円 純資産総額 277.5億円

分配の推移

| 決算日 | 分配金(円) |
|-----------------|--------|
| 20期(2019年7月11日) | 0 |
| 21期(2020年7月13日) | 0 |
| 22期(2021年7月12日) | 0 |
| 23期(2022年7月11日) | 0 |
| 24期(2023年7月11日) | 0 |
| 設定来累計 | 0 |

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位10業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産配分■

| 資産 | 比率(%) |
|-----|--------|
| 株式 | 98.57 |
| 現金等 | 1.43 |
| 合計 | 100.00 |

※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.00%と異なる場合があります。

■その他資産■

| 資産 | 比率(%) |
|----|-------|
| 先物 | 1.55 |

■組入上位10銘柄■

(アムンディ・日経225オープンマザーファンド)

| | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------|--------|-------|
| 1 | ファーストリテイリング | 小売業 | 10.79 |
| 2 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 7.56 |
| 3 | アドバンテスト | 電気機器 | 4.21 |
| 4 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 3.51 |
| 5 | KDDI | 情報・通信業 | 2.66 |
| 6 | 信越化学工業 | 化学 | 2.66 |
| 7 | ダイキン工業 | 機械 | 2.16 |
| 8 | TDK | 電気機器 | 2.02 |
| 9 | ファナック | 電気機器 | 1.86 |
| 10 | テルモ | 精密機器 | 1.82 |

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

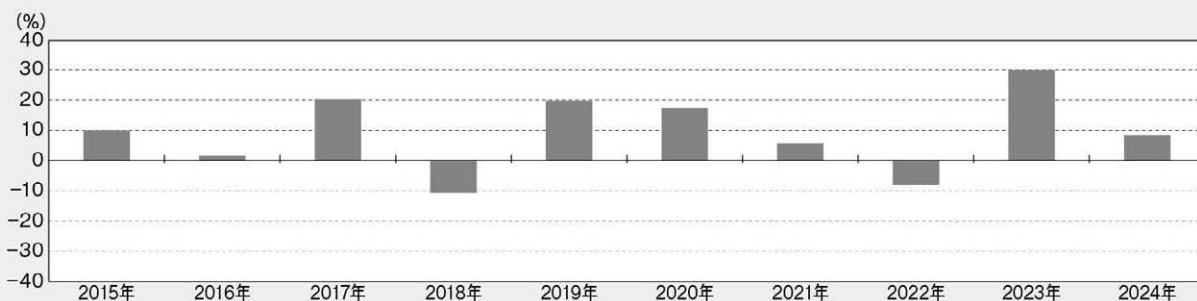
■組入上位10業種■

(アムンディ・日経225オープンマザーファンド)

| | 業種 | 比率(%) |
|----|--------|-------|
| 1 | 電気機器 | 27.17 |
| 2 | 小売業 | 12.87 |
| 3 | 情報・通信業 | 9.93 |
| 4 | 化学 | 6.80 |
| 5 | 医薬品 | 5.96 |
| 6 | 機械 | 4.85 |
| 7 | 輸送用機器 | 4.70 |
| 8 | サービス業 | 4.30 |
| 9 | 精密機器 | 3.75 |
| 10 | 食料品 | 3.41 |

※比率はマザーファンドの現物株式組入れに対する評価額比です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※2024年は年初から1月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額をお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社により異なる場合がありますので、取得申込みについての詳細はお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン **050-4561-2500**
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」※とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。各申込コースの詳細は販売会社へお問合せください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。）」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求のお申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとさせていただきます。ただし、所定の時間までに解約請求のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。なお、午後3時を過ぎての解約請求のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。解約請求のお申込みについての詳細は販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求のお申込みを受付けた日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。手取額は、受益者の解約請求のお申込みを受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求のお申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3 【資産管理等の概要】

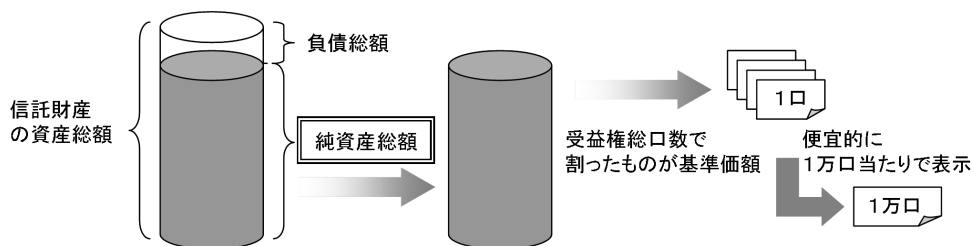
(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|---------------------|-----------------------------------|
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 |
| 株価指数先物取引 | 原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。 |
| 投資信託受益証券 (親投資信託) | 原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。 |



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 ⑥ 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- ① ファンドの計算期間は、原則として毎年7月12日から翌年7月11日までとします。
- ② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

② 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

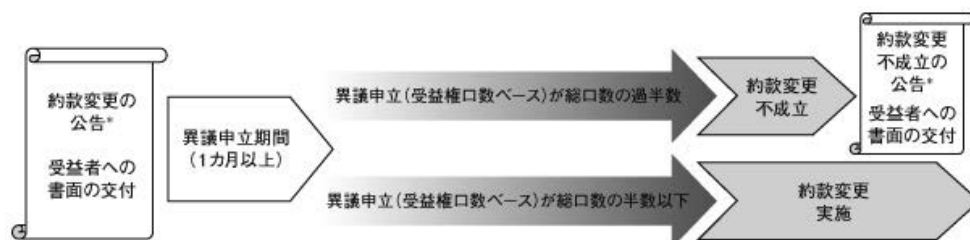
(ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。

(ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 信託約款の変更」の（イ）から（ニ）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

⑥ 信託の終了

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- B. やむを得ない事情が発生したとき
- C. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の10分の1（224,294,779口）を下回ることとなったとき

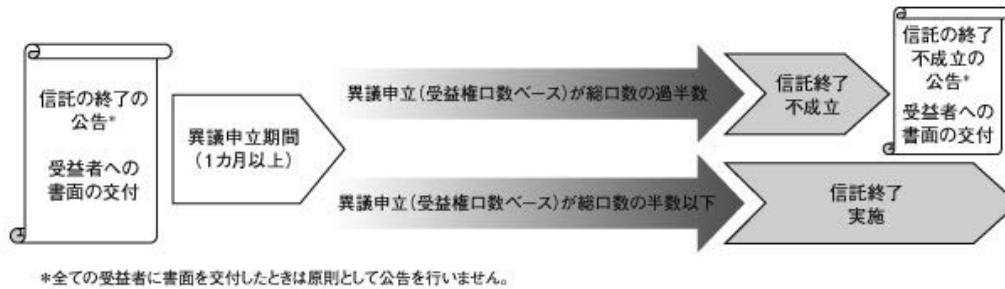
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、

これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託の終了の手續>



(ロ) (イ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更 (二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドの有価証券報告書を計算期間終了後3ヵ月以内に、半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2022年 7月12日から2023年7月11日まで)の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年9月22日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの2022年7月12日から2023年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日経225オープンの2023年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【りそな・日経225オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第23期計算期間末 (2022年 7月11日) | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) |
|------------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 159,553,588 | 179,395,252 |
| 親投資信託受益証券 | 29,867,274,344 | 26,239,350,117 |
| 未収入金 | 810,000 | 140,935,000 |
| 流動資産合計 | 30,027,637,932 | 26,559,680,369 |
| 資産合計 | 30,027,637,932 | 26,559,680,369 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 31,567,864 | 195,138,073 |
| 未払受託者報酬 | 15,970,238 | 15,614,227 |
| 未払委託者報酬 | 103,806,452 | 101,492,400 |
| その他未払費用 | 4,015,032 | 3,616,080 |
| 流動負債合計 | 155,359,586 | 315,860,780 |
| 負債合計 | 155,359,586 | 315,860,780 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 16,684,840,602 | 12,029,645,896 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 13,187,437,744 | 14,214,173,693 |
| (分配準備積立金) | 4,165,869,896 | 5,953,587,320 |
| 元本等合計 | 29,872,278,346 | 26,243,819,589 |
| 純資産合計 | 29,872,278,346 | 26,243,819,589 |
| 負債純資産合計 | 30,027,637,932 | 26,559,680,369 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第23期計算期間 | | 第24期計算期間 | |
|---|---------------|----------------|---------------|----------------|
| | 自 2021年 7月13日 | 至 2022年 7月11日 | 自 2022年 7月12日 | 至 2023年 7月11日 |
| 営業収益 | | | | |
| 有価証券売買等損益 | | △896,899,417 | | 6,123,233,770 |
| 営業収益合計 | | △896,899,417 | | 6,123,233,770 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 85,469 | | 64,577 |
| 受託者報酬 | | 32,906,866 | | 32,059,110 |
| 委託者報酬 | | 213,894,487 | | 208,384,082 |
| その他費用 | | 5,922,183 | | 5,073,780 |
| 営業費用合計 | | 252,809,005 | | 245,581,549 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | △1,149,708,422 | | 5,877,652,221 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △1,149,708,422 | | 5,877,652,221 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | | △1,149,708,422 | | 5,877,652,221 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | | 194,471,594 | | 1,353,830,775 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | | 14,965,248,000 | | 13,187,437,744 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 4,337,878,166 | | 3,057,120,007 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 4,337,878,166 | | 3,057,120,007 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,771,508,406 | | 6,554,205,504 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 4,771,508,406 | | 6,554,205,504 |
| 分配金 | | — | | — |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | | 13,187,437,744 | | 14,214,173,693 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期計算期間末 (2022年 7月11日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第24期計算期間末 (2023年 7月11日)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第23期計算期間末 (2022年 7月11日) | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) |
|----|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| | 期首元本額 | 16,862,997,137円 | 16,684,840,602円 |
| | 期中追加設定元本額 | 5,228,314,212円 | 3,594,947,553円 |
| | 期中一部解約元本額 | 5,406,470,747円 | 8,250,142,259円 |
| 2. | 計算期間末日における受益権の総数 | 16,684,840,602口 | 12,029,645,896口 |
| 3. | 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | | —円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第23期計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 7月11日 | | 第24期計算期間 自 2022年 7月12日 至 2023年 7月11日 | |
|--|---|--|--|
| 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は18,007,403,510円 (1万口当たり10,792円) ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 | | 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は16,567,832,182円 (1万口当たり13,772円) ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 324,464,232円 | A | 費用控除後の配当等収益額 476,082,825円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 3,092,370,171円 |
| C | 収益調整金額 13,841,533,614円 | C | 収益調整金額 10,614,244,862円 |
| D | 分配準備積立金額 3,841,405,664円 | D | 分配準備積立金額 2,385,134,324円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 18,007,403,510円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 16,567,832,182円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 16,684,840,602口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 12,029,645,896口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 10,792円 | G | 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 13,772円 |
| H | 1万口当たり分配金額 0円 | H | 1万口当たり分配金額 0円 |
| I | 分配金額 (F × H / 10,000) 0円 | I | 分配金額 (F × H / 10,000) 0円 |

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第23期計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 7月11日 | 第24期計算期間 自 2022年 7月12日 至 2023年 7月11日 |
|--------------------------|--|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。一般的な株価指数先物取引に係る主要なリスクとして、株価指数の変動による価格変動リスクがあります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 | 同左 |

II. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第23期計算期間末 (2022年 7月11日) | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) |
|----------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第23期計算期間末 (2022年 7月11日) | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | △1,111,195,024 | 4,856,089,073 |
| 合計 | △1,111,195,024 | 4,856,089,073 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

第23期計算期間末 (2022年7月11日)

該当事項はありません。

第24期計算期間末 (2023年7月11日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第23期計算期間 自 2021年 7月13日 至 2022年 7月11日 | 第24期計算期間 自 2022年 7月12日 至 2023年 7月11日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 第23期計算期間末 (2022年 7月11日) | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) |
|----------------------------|----------------------------|
| 1口当たり純資産額 1.7904円 | 1口当たり純資産額 2.1816円 |
| (1万口当たり純資産額) (17,904円) | (1万口当たり純資産額) (21,816円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---------------|----|------------------------------|---------------|--------------------------|----|
| 親投資信託受益 証券 | 円 | アムンディ・日経225オープンマ ザーファンド | 9,858,857,831 | 26,239,350,117 | |
| | | 小計 銘柄数：1 組入時価比率：100.0% | 9,858,857,831 | 26,239,350,117 100.0% | |
| 合計 | | | | 26,239,350,117 | |

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・日経２２５オープンマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | (2022年 7月11日) | (2023年 7月11日) |
|--------------|----------------|----------------|
| | 金額 (円) | 金額 (円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1,369,409,453 | 982,605,123 |
| 株式 | 43,487,808,570 | 36,110,800,740 |
| 派生商品評価勘定 | 15,500,804 | - |
| 未収入金 | - | 5,670 |
| 未収配当金 | 53,238,000 | 40,676,800 |
| 前払金 | - | 28,236,000 |
| 差入委託証拠金 | 68,040,000 | 38,736,000 |
| 流動資産合計 | 44,993,996,827 | 37,201,060,333 |
| 資産合計 | 44,993,996,827 | 37,201,060,333 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 7,855,762 | 25,633,224 |
| 前受金 | 5,498,550 | - |
| 未払解約金 | 8,087,000 | 179,666,000 |
| 流動負債合計 | 21,441,312 | 205,299,224 |
| 負債合計 | 21,441,312 | 205,299,224 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 20,764,917,587 | 13,900,394,180 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金 (△) | 24,207,637,928 | 23,095,366,929 |
| 元本等合計 | 44,972,555,515 | 36,995,761,109 |
| 純資産合計 | 44,972,555,515 | 36,995,761,109 |
| 負債純資産合計 | 44,993,996,827 | 37,201,060,333 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2022年 7月11日)

本報告書開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(2023年 7月11日)

本報告書開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | (2022年 7月11日) | (2023年 7月11日) |
|----|-----------------------------------|-----------------|-----------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| | 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 19,405,192,317円 | 20,764,917,587円 |
| | 同期中における追加設定元本額 | 5,838,617,958円 | 3,144,753,256円 |
| | 同期中における一部解約元本額 | 4,478,892,688円 | 10,009,276,663円 |
| | 同期末における元本の内訳 | | |
| | りそな・日経225オープン | 13,790,412,016円 | 9,858,857,831円 |
| | アムンディ・日経平均オープン | 5,440,794,792円 | 3,457,918,460円 |
| | アムンディ・日経225インデックス・オープン（適格機関投資家専用） | 1,522,461,838円 | 576,646,784円 |
| | りそな・日経225オープンVA（適格機関投資家専用） | 11,248,941円 | 6,971,105円 |
| | 合計 | 20,764,917,587円 | 13,900,394,180円 |
| 2. | 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数 | 20,764,917,587口 | 13,900,394,180口 |
| 3. | 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | —円 | —円 |

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2021年 7月13日 至 2022年 7月11日 | 自 2022年 7月12日 至 2023年 7月11日 |
|--------------------------|--|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3) 注記表 (金融商品に関する注記) I. 金融商品の状況に関する事項」に記載しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 同上 | 同左 |

II. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (2022年 7月11日) | (2023年 7月11日) |
|----------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3) 注記表 (金融商品に関する注記) II. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | (2022年 7月11日) | (2023年 7月11日) |
|----|---------------------|---------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 株式 | △2,465,360,788 | 6,055,051,404 |
| 合計 | △2,465,360,788 | 6,055,051,404 |

(注) 当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間 (2021年 7月13日から2022年 7月11日及び2022年 7月12日から2023年 7月11日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(株式関連)

(2022年 7月11日)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|------------|---------------|-------|---------------|-----------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 買建 | 1,431,441,450 | - | 1,439,100,000 | 7,658,550 |
| | 日経平均株価指数先物 | 1,431,441,450 | - | 1,439,100,000 | 7,658,550 |
| 合計 | | 1,431,441,450 | - | 1,439,100,000 | 7,658,550 |

(2023年 7月11日)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|------------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 買建 | 915,447,500 | - | 889,824,000 | △25,623,500 |
| | ミニ日経225先物 | 19,410,500 | - | 19,344,000 | △66,500 |
| | 日経平均株価指数先物 | 896,037,000 | - | 870,480,000 | △25,557,000 |
| 合計 | | 915,447,500 | - | 889,824,000 | △25,623,500 |

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 自 2021年 7月13日 至 2022年 7月11日 | 自 2022年 7月12日 至 2023年 7月11日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| (2022年 7月11日) | | (2023年 7月11日) | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 2.1658円 | 1口当たり純資産額 | 2.6615円 |
| (1万口当たり純資産額) | (21,658円) | (1万口当たり純資産額) | (26,615円) |

附属明細表
第1 有価証券明細表
①株式

(単位：円)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|------------|-----------------|----------|-------------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 円 | ニッスイ | 38,000 | 665.00 | 25,270,000 | |
| | I N P E X | 15,200 | 1,626.00 | 24,715,200 | |
| | コムシスホールディングス | 38,000 | 2,754.50 | 104,671,000 | |
| | 大成建設 | 7,600 | 5,107.00 | 38,813,200 | |
| | 大林組 | 38,000 | 1,230.00 | 46,740,000 | |
| | 清水建設 | 38,000 | 894.50 | 33,991,000 | |
| | 長谷工コーポレーション | 7,600 | 1,792.50 | 13,623,000 | |
| | 鹿島建設 | 19,000 | 2,122.50 | 40,327,500 | |
| | 大和ハウス工業 | 38,000 | 3,667.00 | 139,346,000 | |
| | 積水ハウス | 38,000 | 2,843.50 | 108,053,000 | |
| | 日揮ホールディングス | 38,000 | 1,804.50 | 68,571,000 | |
| | 日清製粉グループ本社 | 38,000 | 1,702.00 | 64,676,000 | |
| | 明治ホールディングス | 15,200 | 3,260.00 | 49,552,000 | |
| | 日本ハム | 19,000 | 3,925.00 | 74,575,000 | |
| | サッポロホールディングス | 7,600 | 3,611.00 | 27,443,600 | |
| | アサヒグループホールディングス | 38,000 | 5,394.00 | 204,972,000 | |
| | キリンホールディングス | 38,000 | 2,060.50 | 78,299,000 | |
| | 宝ホールディングス | 38,000 | 1,138.00 | 43,244,000 | |
| | キッコーマン | 38,000 | 7,856.00 | 298,528,000 | |
| | 味の素 | 38,000 | 5,460.00 | 207,480,000 | |
| | ニチレイ | 19,000 | 3,034.00 | 57,646,000 | |
| | 日本たばこ産業 | 38,000 | 3,038.00 | 115,444,000 | |
| | 帝人 | 7,600 | 1,457.00 | 11,073,200 | |
| | 東レ | 38,000 | 788.30 | 29,955,400 | |
| | 王子ホールディングス | 38,000 | 525.00 | 19,950,000 | |
| | 日本製紙 | 3,800 | 1,182.00 | 4,491,600 | |
| | クラレ | 38,000 | 1,363.00 | 51,794,000 | |
| | 旭化成 | 38,000 | 968.00 | 36,784,000 | |
| | レゾナック・ホールディングス | 3,800 | 2,308.00 | 8,770,400 | |
| | 住友化学 | 38,000 | 435.50 | 16,549,000 | |
| | 日産化学 | 38,000 | 6,182.00 | 234,916,000 | |
| | 東ソー | 19,000 | 1,730.50 | 32,879,500 | |
| | トクヤマ | 7,600 | 2,314.00 | 17,586,400 | |
| | デンカ | 7,600 | 2,707.50 | 20,577,000 | |
| 信越化学工業 | 190,000 | 4,584.00 | 870,960,000 | | |
| 三井化学 | 7,600 | 4,070.00 | 30,932,000 | | |
| 三菱ケミカルグループ | 19,000 | 838.00 | 15,922,000 | | |
| U B E | 3,800 | 2,460.50 | 9,349,900 | | |

| | | | |
|-------------------|---------|-----------|-------------|
| 花王 | 38,000 | 5,390.00 | 204,820,000 |
| D I C | 3,800 | 2,616.50 | 9,942,700 |
| 富士フイルムホールディングス | 38,000 | 8,217.00 | 312,246,000 |
| 資生堂 | 38,000 | 6,390.00 | 242,820,000 |
| 日東電工 | 38,000 | 9,963.00 | 378,594,000 |
| 協和キリン | 38,000 | 2,590.00 | 98,420,000 |
| 武田薬品工業 | 38,000 | 4,411.00 | 167,618,000 |
| アステラス製薬 | 190,000 | 2,049.50 | 389,405,000 |
| 住友ファーマ | 38,000 | 666.50 | 25,327,000 |
| 塩野義製薬 | 38,000 | 5,738.00 | 218,044,000 |
| 中外製薬 | 114,000 | 3,822.00 | 435,708,000 |
| エーザイ | 38,000 | 8,850.00 | 336,300,000 |
| 第一三共 | 114,000 | 3,873.00 | 441,522,000 |
| 大塚ホールディングス | 38,000 | 5,174.00 | 196,612,000 |
| 出光興産 | 15,200 | 2,906.00 | 44,171,200 |
| E N E O Sホールディングス | 38,000 | 493.50 | 18,753,000 |
| 横浜ゴム | 19,000 | 3,014.00 | 57,266,000 |
| ブリヂストン | 38,000 | 5,738.00 | 218,044,000 |
| A G C | 7,600 | 4,897.00 | 37,217,200 |
| 日本板硝子 | 3,800 | 626.00 | 2,378,800 |
| 日本電気硝子 | 11,400 | 2,503.00 | 28,534,200 |
| 住友大阪セメント | 3,800 | 3,635.00 | 13,813,000 |
| 太平洋セメント | 3,800 | 2,715.50 | 10,318,900 |
| 東海カーボン | 38,000 | 1,233.00 | 46,854,000 |
| T O T O | 19,000 | 4,217.00 | 80,123,000 |
| 日本碍子 | 38,000 | 1,690.50 | 64,239,000 |
| 日本製鉄 | 3,800 | 2,945.50 | 11,192,900 |
| 神戸製鋼所 | 3,800 | 1,322.50 | 5,025,500 |
| J F Eホールディングス | 3,800 | 1,987.50 | 7,552,500 |
| 大平洋金属 | 3,800 | 1,558.00 | 5,920,400 |
| 三井金属鉱業 | 3,800 | 3,239.00 | 12,308,200 |
| 三菱マテリアル | 3,800 | 2,490.50 | 9,463,900 |
| 住友金属鉱山 | 19,000 | 4,700.00 | 89,300,000 |
| D O W Aホールディングス | 7,600 | 4,497.00 | 34,177,200 |
| 古河電気工業 | 3,800 | 2,561.00 | 9,731,800 |
| 住友電気工業 | 38,000 | 1,692.00 | 64,296,000 |
| フジクラ | 38,000 | 1,165.50 | 44,289,000 |
| S U M C O | 3,800 | 2,072.00 | 7,873,600 |
| 日本製鋼所 | 7,600 | 2,963.50 | 22,522,600 |
| オークマ | 7,600 | 7,284.00 | 55,358,400 |
| アマダ | 38,000 | 1,373.00 | 52,174,000 |
| SMC | 3,800 | 76,630.00 | 291,194,000 |
| 小松製作所 | 38,000 | 3,678.00 | 139,764,000 |

| | | | | |
|---------------------|---------|-----------|---------------|--|
| 住友重機械工業 | 7,600 | 3,326.00 | 25,277,600 | |
| 日立建機 | 38,000 | 3,856.00 | 146,528,000 | |
| クボタ | 38,000 | 2,044.00 | 77,672,000 | |
| 荏原製作所 | 7,600 | 6,809.00 | 51,748,400 | |
| ダイキン工業 | 38,000 | 28,695.00 | 1,090,410,000 | |
| 日本精工 | 38,000 | 888.90 | 33,778,200 | |
| NTN | 38,000 | 301.20 | 11,445,600 | |
| ジェイテクト | 38,000 | 1,281.50 | 48,697,000 | |
| 三井E&S | 3,800 | 508.00 | 1,930,400 | |
| 日立造船 | 7,600 | 906.00 | 6,885,600 | |
| 三菱重工業 | 3,800 | 6,451.00 | 24,513,800 | |
| I H I | 3,800 | 3,758.00 | 14,280,400 | |
| コニカミノルタ | 38,000 | 496.70 | 18,874,600 | |
| ミネベアミツミ | 38,000 | 2,508.00 | 95,304,000 | |
| 日立製作所 | 7,600 | 8,838.00 | 67,168,800 | |
| 三菱電機 | 38,000 | 2,002.50 | 76,095,000 | |
| 富士電機 | 7,600 | 5,956.00 | 45,265,600 | |
| 安川電機 | 38,000 | 6,081.00 | 231,078,000 | |
| ニデック | 30,400 | 7,473.00 | 227,179,200 | |
| オムロン | 38,000 | 8,597.00 | 326,686,000 | |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 7,600 | 2,813.50 | 21,382,600 | |
| 日本電気 | 3,800 | 6,785.00 | 25,783,000 | |
| 富士通 | 3,800 | 18,105.00 | 68,799,000 | |
| ルネサスエレクトロニクス | 38,000 | 2,662.50 | 101,175,000 | |
| セイコーエプソン | 76,000 | 2,179.50 | 165,642,000 | |
| パナソニック ホールディングス | 38,000 | 1,663.50 | 63,213,000 | |
| シャープ | 38,000 | 788.40 | 29,959,200 | |
| ソニーグループ | 38,000 | 12,675.00 | 481,650,000 | |
| TDK | 114,000 | 5,289.00 | 602,946,000 | |
| アルプスアルパイン | 38,000 | 1,215.50 | 46,189,000 | |
| 横河電機 | 38,000 | 2,655.50 | 100,909,000 | |
| アドバンテスト | 76,000 | 20,300.00 | 1,542,800,000 | |
| キーエンス | 3,800 | 65,790.00 | 250,002,000 | |
| カシオ計算機 | 38,000 | 1,171.50 | 44,517,000 | |
| ファナック | 190,000 | 4,768.00 | 905,920,000 | |
| 京セラ | 76,000 | 7,552.00 | 573,952,000 | |
| 太陽誘電 | 38,000 | 4,167.00 | 158,346,000 | |
| 村田製作所 | 30,400 | 8,010.00 | 243,504,000 | |
| S C R E E Nホールディングス | 7,600 | 15,795.00 | 120,042,000 | |
| キヤノン | 57,000 | 3,733.00 | 212,781,000 | |
| リコー | 38,000 | 1,203.00 | 45,714,000 | |
| 東京エレクトロン | 114,000 | 20,115.00 | 2,293,110,000 | |
| デンソー | 38,000 | 9,272.00 | 352,336,000 | |

| | | | | |
|------------------------|---------|-----------|-------------|--|
| 川崎重工業 | 3,800 | 3,551.00 | 13,493,800 | |
| 日産自動車 | 38,000 | 569.90 | 21,656,200 | |
| いすゞ自動車 | 19,000 | 1,730.00 | 32,870,000 | |
| トヨタ自動車 | 190,000 | 2,211.00 | 420,090,000 | |
| 日野自動車 | 38,000 | 596.50 | 22,667,000 | |
| 三菱自動車工業 | 3,800 | 516.20 | 1,961,560 | |
| マツダ | 7,600 | 1,305.00 | 9,918,000 | |
| 本田技研工業 | 76,000 | 4,184.00 | 317,984,000 | |
| スズキ | 38,000 | 5,386.00 | 204,668,000 | |
| SUBARU | 38,000 | 2,533.50 | 96,273,000 | |
| ヤマハ発動機 | 38,000 | 3,991.00 | 151,658,000 | |
| テルモ | 152,000 | 4,344.00 | 660,288,000 | |
| ニコン | 38,000 | 1,829.00 | 69,502,000 | |
| オリンパス | 152,000 | 2,209.50 | 335,844,000 | |
| HOYA | 19,000 | 16,165.00 | 307,135,000 | |
| シチズン時計 | 38,000 | 876.00 | 33,288,000 | |
| バンダイナムコホールディングス | 114,000 | 3,113.00 | 354,882,000 | |
| 凸版印刷 | 19,000 | 3,049.00 | 57,931,000 | |
| 大日本印刷 | 19,000 | 3,949.00 | 75,031,000 | |
| ヤマハ | 38,000 | 5,268.00 | 200,184,000 | |
| 任天堂 | 38,000 | 6,257.00 | 237,766,000 | |
| 東京電力ホールディングス | 3,800 | 513.60 | 1,951,680 | |
| 中部電力 | 3,800 | 1,684.00 | 6,399,200 | |
| 関西電力 | 3,800 | 1,716.50 | 6,522,700 | |
| 東京瓦斯 | 7,600 | 3,088.00 | 23,468,800 | |
| 大阪瓦斯 | 7,600 | 2,110.00 | 16,036,000 | |
| 東武鉄道 | 7,600 | 3,684.00 | 27,998,400 | |
| 東急 | 19,000 | 1,695.50 | 32,214,500 | |
| 小田急電鉄 | 19,000 | 1,886.50 | 35,843,500 | |
| 京王電鉄 | 7,600 | 4,331.00 | 32,915,600 | |
| 京成電鉄 | 19,000 | 5,874.00 | 111,606,000 | |
| 東日本旅客鉄道 | 3,800 | 7,889.00 | 29,978,200 | |
| 西日本旅客鉄道 | 3,800 | 5,835.00 | 22,173,000 | |
| 東海旅客鉄道 | 3,800 | 17,500.00 | 66,500,000 | |
| ヤマトホールディングス | 38,000 | 2,606.50 | 99,047,000 | |
| NIPPON EXPRESSホールディングス | 3,800 | 8,106.00 | 30,802,800 | |
| 日本郵船 | 11,400 | 3,267.00 | 37,243,800 | |
| 商船三井 | 11,400 | 3,528.00 | 40,219,200 | |
| 川崎汽船 | 11,400 | 3,769.00 | 42,966,600 | |
| 日本航空 | 38,000 | 3,098.00 | 117,724,000 | |
| ANAホールディングス | 3,800 | 3,356.00 | 12,752,800 | |
| 三菱倉庫 | 19,000 | 3,436.00 | 65,284,000 | |

| | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|---------------|
| ネクソン | 76,000 | 2,651.00 | 201,476,000 |
| Zホールディングス | 15,200 | 367.00 | 5,578,400 |
| トレンドマイクロ | 38,000 | 6,815.00 | 258,970,000 |
| 日本電信電話 | 380,000 | 163.00 | 61,940,000 |
| KDDI | 228,000 | 4,242.00 | 967,176,000 |
| ソフトバンク | 38,000 | 1,523.00 | 57,874,000 |
| 東宝 | 3,800 | 5,444.00 | 20,687,200 |
| NTTデータグループ | 190,000 | 1,920.50 | 364,895,000 |
| コナミグループ | 38,000 | 7,492.00 | 284,696,000 |
| ソフトバンクグループ | 228,000 | 6,751.00 | 1,539,228,000 |
| 双日 | 3,800 | 3,233.00 | 12,285,400 |
| 伊藤忠商事 | 38,000 | 5,508.00 | 209,304,000 |
| 丸紅 | 38,000 | 2,372.50 | 90,155,000 |
| 豊田通商 | 38,000 | 7,214.00 | 274,132,000 |
| 三井物産 | 38,000 | 5,182.00 | 196,916,000 |
| 住友商事 | 38,000 | 2,965.00 | 112,670,000 |
| 三菱商事 | 38,000 | 6,882.00 | 261,516,000 |
| J. フロント リテイリング | 19,000 | 1,359.00 | 25,821,000 |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 38,000 | 1,451.00 | 55,138,000 |
| セブン&アイ・ホールディングス | 38,000 | 6,000.00 | 228,000,000 |
| 高島屋 | 19,000 | 1,974.50 | 37,515,500 |
| 丸井グループ | 38,000 | 2,457.50 | 93,385,000 |
| イオン | 38,000 | 3,004.00 | 114,152,000 |
| ファーストリテイリング | 114,000 | 34,630.00 | 3,947,820,000 |
| しずおかフィナンシャルグループ | 38,000 | 1,057.00 | 40,166,000 |
| コンコルディア・フィナンシャルグループ | 38,000 | 582.30 | 22,127,400 |
| あおぞら銀行 | 3,800 | 2,707.00 | 10,286,600 |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 38,000 | 1,052.00 | 39,976,000 |
| りそなホールディングス | 3,800 | 709.50 | 2,696,100 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 3,800 | 5,183.00 | 19,695,400 |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 3,800 | 6,081.00 | 23,107,800 |
| 千葉銀行 | 38,000 | 907.00 | 34,466,000 |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 7,600 | 3,100.00 | 23,560,000 |
| みずほフィナンシャルグループ | 3,800 | 2,213.50 | 8,411,300 |
| 大和証券グループ本社 | 38,000 | 715.00 | 27,170,000 |
| 野村ホールディングス | 38,000 | 538.30 | 20,455,400 |
| 松井証券 | 38,000 | 796.00 | 30,248,000 |
| SOMPOホールディングス | 7,600 | 6,569.00 | 49,924,400 |
| MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス | 11,400 | 5,136.00 | 58,550,400 |
| 第一生命ホールディングス | 3,800 | 2,824.50 | 10,733,100 |
| 東京海上ホールディングス | 57,000 | 3,249.00 | 185,193,000 |

| | | | | |
|---------------|--------------|-----------|----------------|--|
| T&Dホールディングス | 7,600 | 2,167.50 | 16,473,000 | |
| クレディセゾン | 38,000 | 2,230.00 | 84,740,000 | |
| オリックス | 38,000 | 2,539.00 | 96,482,000 | |
| 日本取引所グループ | 38,000 | 2,337.00 | 88,806,000 | |
| 東急不動産ホールディングス | 38,000 | 816.60 | 31,030,800 | |
| 三井不動産 | 38,000 | 2,809.00 | 106,742,000 | |
| 三菱地所 | 38,000 | 1,713.50 | 65,113,000 | |
| 東京建物 | 19,000 | 1,872.00 | 35,568,000 | |
| 住友不動産 | 38,000 | 3,572.00 | 135,736,000 | |
| エムスリー | 91,200 | 3,058.00 | 278,889,600 | |
| ディー・エヌ・エー | 11,400 | 1,804.50 | 20,571,300 | |
| 電通グループ | 38,000 | 4,643.00 | 176,434,000 | |
| オリエンタルランド | 38,000 | 5,568.00 | 211,584,000 | |
| サイバーエージェント | 30,400 | 1,040.00 | 31,616,000 | |
| 楽天グループ | 38,000 | 536.80 | 20,398,400 | |
| リクルートホールディングス | 114,000 | 4,482.00 | 510,948,000 | |
| 日本郵政 | 38,000 | 1,038.50 | 39,463,000 | |
| セコム | 38,000 | 9,373.00 | 356,174,000 | |
| 小計 | 銘柄数：225 | 8,280,200 | 36,110,800,740 | |
| | 組入時価比率：97.6% | | 100.0% | |
| 合 計 | | 8,280,200 | 36,110,800,740 | |

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期中間計算期間(2023年7月12日から2024年1月11日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年3月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの2023年7月12日から2024年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・日経225オープンの2024年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年7月12日から2024年1月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

【りそな・日経225オープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) | 第25期中間計算期間末 (2024年 1月11日) |
|------------------|----------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 179,395,252 | — |
| コール・ローン | — | 132,551,595 |
| 親投資信託受益証券 | 26,239,350,117 | 27,121,347,573 |
| 未収入金 | 140,935,000 | 233,843,000 |
| 流動資産合計 | 26,559,680,369 | 27,487,742,168 |
| 資産合計 | 26,559,680,369 | 27,487,742,168 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 195,138,073 | 249,839,690 |
| 未払受託者報酬 | 15,614,227 | 14,502,203 |
| 未払委託者報酬 | 101,492,400 | 94,264,210 |
| 未払利息 | — | 395 |
| その他未払費用 | 3,616,080 | 2,110,217 |
| 流動負債合計 | 315,860,780 | 360,716,715 |
| 負債合計 | 315,860,780 | 360,716,715 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 12,029,645,896 | 11,364,830,913 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金 (△) | 14,214,173,693 | 15,762,194,540 |
| (分配準備積立金) | 5,953,587,320 | 5,137,517,115 |
| 元本等合計 | 26,243,819,589 | 27,127,025,453 |
| 純資産合計 | 26,243,819,589 | 27,127,025,453 |
| 負債純資産合計 | 26,559,680,369 | 27,487,742,168 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第24期中間計算期間 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月11日 | 第25期中間計算期間 自 2023年 7月12日 至 2024年 1月11日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 96,935,823 | 2,547,990,456 |
| 営業収益合計 | 96,935,823 | 2,547,990,456 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 36,108 | 30,190 |
| 受託者報酬 | 16,444,883 | 14,502,203 |
| 委託者報酬 | 106,891,682 | 94,264,210 |
| その他費用 | 2,424,046 | 2,130,816 |
| 営業費用合計 | 125,796,719 | 110,927,419 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △28,860,896 | 2,437,063,037 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △28,860,896 | 2,437,063,037 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | △28,860,896 | 2,437,063,037 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△) | 229,217,360 | 100,834,135 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | 13,187,437,744 | 14,214,173,693 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,069,810,390 | 1,271,529,179 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,069,810,390 | 1,271,529,179 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,147,539,314 | 2,059,737,234 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,147,539,314 | 2,059,737,234 |
| 分配金 | — | — |
| 中間剰余金又は中間欠損金(△) | 12,851,630,564 | 15,762,194,540 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) | 第25期中間計算期間末 (2024年 1月11日) |
|-------------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 16,684,840,602円 | 12,029,645,896円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,594,947,553円 | 1,079,237,136円 |
| 期中一部解約元本額 | 8,250,142,259円 | 1,744,052,119円 |
| 2. 中間計算期間末日における受益権の総数 | 12,029,645,896口 | 11,364,830,913口 |
| 3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | | —円 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第24期中間計算期間 自 2022年 7月12日 至 2023年 1月11日 | 第25期中間計算期間 自 2023年 7月12日 至 2024年 1月11日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) | 第25期中間計算期間末 (2024年 1月11日) |
|----------------------------|---|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。 | 中間貸借対照表計上額は、中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

第25期中間計算期間末 (2024年1月11日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| 第24期計算期間末 (2023年 7月11日) | | 第25期中間計算期間末 (2024年 1月11日) | |
|----------------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 2.1816円 | 1口当たり純資産額 | 2.3869円 |
| (1万口当たり純資産額) | (21,816円) | (1万口当たり純資産額) | (23,869円) |

(参考)

当ファンドは、「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | (2023年 7月11日) | (2024年 1月11日) |
|--------------|----------------|----------------|
| | 金額 (円) | 金額 (円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 982,605,123 | 56,061 |
| コール・ローン | - | 330,664,001 |
| 株式 | 36,110,800,740 | 37,890,847,800 |
| 派生商品評価勘定 | - | 18,948,090 |
| 未収入金 | 5,670 | 1,064,910,162 |
| 未収配当金 | 40,676,800 | 58,064,100 |
| 前払金 | 28,236,000 | - |
| 差入委託証拠金 | 38,736,000 | 15,947,493 |
| 流動資産合計 | 37,201,060,333 | 39,379,437,707 |
| 資産合計 | 37,201,060,333 | 39,379,437,707 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 25,633,224 | 5,555,275 |
| 前受金 | - | 17,269,500 |
| 未払解約金 | 179,666,000 | 358,025,000 |
| 未払利息 | - | 987 |
| 流動負債合計 | 205,299,224 | 380,850,762 |
| 負債合計 | 205,299,224 | 380,850,762 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 13,900,394,180 | 13,335,615,209 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金 (△) | 23,095,366,929 | 25,662,971,736 |
| 元本等合計 | 36,995,761,109 | 38,998,586,945 |
| 純資産合計 | 36,995,761,109 | 38,998,586,945 |
| 負債純資産合計 | 37,201,060,333 | 39,379,437,707 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの中間期末日をいいます）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | (2023年 7月11日) | (2024年 1月11日) |
|----|-----------------------------------|-----------------|-----------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| | 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 20,764,917,587円 | 13,900,394,180円 |
| | 同期中における追加設定元本額 | 3,144,753,256円 | 990,733,925円 |
| | 同期中における一部解約元本額 | 10,009,276,663円 | 1,555,512,896円 |
| | 同中間期末における元本の内訳 | | |
| | りそな・日経225オープン | 9,858,857,831円 | 9,274,157,972円 |
| | アムンディ・日経平均オープン | 3,457,918,460円 | 3,393,757,478円 |
| | アムンディ・日経225インデックス・オープン（適格機関投資家専用） | 576,646,784円 | 662,399,709円 |
| | りそな・日経225オープンVA（適格機関投資家専用） | 6,971,105円 | 5,300,050円 |
| | 合計 | 13,900,394,180円 | 13,335,615,209円 |
| 2. | 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数 | 13,900,394,180口 | 13,335,615,209口 |
| 3. | 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | —円 | —円 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (2023年 7月11日) | (2024年 1月11日) |
|----------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありませ | 中間貸借対照表計上額は、中間期末の時価で計上しているためその差額はありませ |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3) 中間注記表(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

(2024年1月11日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(株式関連)

(2023年 7月11日)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|----------------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 買建 | 915,447,500 | - | 889,824,000 | △25,623,500 |
| | ミニ日経225 先物 | 19,410,500 | - | 19,344,000 | △66,500 |
| | 日経平均株価指 数先物 | 896,037,000 | - | 870,480,000 | △25,557,000 |
| 合計 | | 915,447,500 | - | 889,824,000 | △25,623,500 |

(2024年 1月11日)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|----------------|---------------|-------|---------------|------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 買建 | 1,214,790,800 | - | 1,233,750,000 | 18,959,200 |
| | 日経平均株価指 数先物 | 1,214,790,800 | - | 1,233,750,000 | 18,959,200 |
| | 売建 | 117,825,500 | - | 123,375,000 | △5,549,500 |
| | ミニ日経225 先物 | 117,825,500 | - | 123,375,000 | △5,549,500 |
| 合計 | | 1,332,616,300 | - | 1,357,125,000 | 13,409,700 |

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの中間期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

| (2023年 7月11日) | | (2024年 1月11日) | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 1口当たり純資産額 | 2.6615円 | 1口当たり純資産額 | 2.9244円 |
| (1万口当たり純資産額) | (26,615円) | (1万口当たり純資産額) | (29,244円) |

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年1月末日現在

| | |
|----------------------|-----------------|
| I 資産総額 | 27,801,217,748円 |
| II 負債総額 | 56,061,890円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 27,745,155,858円 |
| IV 発行済口数 | 11,233,206,233口 |
| V 1口当たり純資産額 (III/IV) | 2.4699円 |
| (1万口当たり純資産額) | (24,699円) |

(参考)

アムンディ・日経225オープンマザーファンド

2024年1月末日現在

| | |
|----------------------|-----------------|
| I 資産総額 | 40,453,604,275円 |
| II 負債総額 | 663,725,082円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 39,789,879,193円 |
| IV 発行済口数 | 13,142,822,981口 |
| V 1口当たり純資産額 (III/IV) | 3.0275円 |
| (1万口当たり純資産額) | (30,275円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在

| | |
|---------|--------------|
| 資本金の額 | : 12億円 |
| 発行株式総数 | : 9,000,000株 |
| 発行済株式総数 | : 2,400,000株 |

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

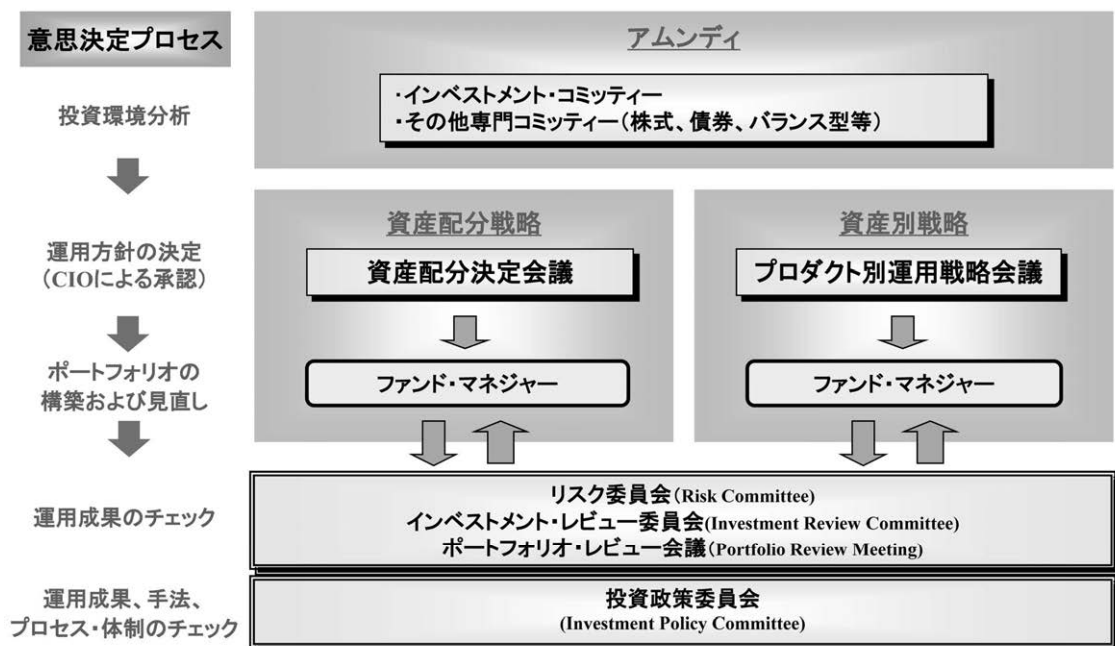
① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用

状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的で開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

2024年1月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

| 種 類 | 本 数 | 純 資 産 (百 万 円) |
|-----------|-----|------------------|
| 単位型株式投資信託 | 12 | 26,152 |
| 追加型株式投資信託 | 116 | 2,596,140 |
| 合 計 | 128 | 2,622,292 |

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第 42 期 (2022年 12月 31日) | | 第 43 期 (2023年 12月 31日) | |
|------------|---------------------------|------------|---------------------------|------------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 8,294,288 | | 9,546,932 |
| 前払費用 | | 59,040 | | 60,747 |
| 未収入金 | | 71,580 | | 29,370 |
| 未収委託者報酬 | | 1,347,441 | | 1,961,694 |
| 未収運用受託報酬 | | 1,178,005 | | 1,117,471 |
| 未収投資助言報酬 | | 5,005 | | 7,182 |
| 未収収益 | *1 | 817,505 | *1 | 982,787 |
| 未収消費税等 | | 7,297 | | - |
| 立替金 | | 93,950 | | 46,947 |
| その他 | | 1,653 | | 1,425 |
| 流動資産合計 | | 11,875,763 | | 13,754,555 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物(純額) | *2 | 471,396 | *2 | 439,217 |
| 器具備品(純額) | *2 | 172,836 | *2 | 147,366 |
| 有形固定資産合計 | | 644,232 | | 586,583 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 33,316 | | 22,005 |
| ソフトウェア仮勘定 | | - | | 17,464 |
| のれん | | 487,317 | | 433,171 |
| 商標権 | | 10 | | - |
| 無形固定資産合計 | | 520,643 | | 472,640 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 金銭の信託 | | 905 | | 941 |
| 投資有価証券 | | 85 | | 1,086 |
| 長期差入保証金 | | 237,578 | | 233,498 |
| ゴルフ会員権 | | 60 | | - |
| 繰延税金資産 | | 217,588 | | 271,850 |
| 投資その他の資産合計 | | 456,216 | | 507,375 |
| 固定資産合計 | | 1,621,091 | | 1,566,598 |
| 資産合計 | | 13,496,854 | | 15,321,153 |

(単位：千円)

| | 第 42 期 (2022年 12月 31日) | | 第 43 期 (2023年 12月 31日) | |
|--------------|---------------------------|------------|---------------------------|------------|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 219,727 | | 191,778 |
| 未払償還金 | | 686 | | 686 |
| 未払手数料 | | 596,062 | | 797,813 |
| その他未払金 | *1 | 331,277 | *1 | 332,129 |
| 未払費用 | *1 | 185,049 | *1 | 226,017 |
| 未払法人税等 | | 185,812 | | 629,616 |
| 未払消費税等 | | - | | 187,657 |
| 賞与引当金 | | 593,379 | | 695,745 |
| 役員賞与引当金 | | 156,043 | | 135,058 |
| 流動負債合計 | | 2,268,036 | | 3,196,499 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 131,781 | | 82,041 |
| 賞与引当金 | | 39,185 | | 38,183 |
| 役員賞与引当金 | | 137,054 | | 102,113 |
| 資産除去債務 | | 146,388 | | 147,505 |
| 固定負債合計 | | 454,409 | | 369,842 |
| 負債合計 | | 2,722,444 | | 3,566,341 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 1,200,000 | | 1,200,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 1,076,268 | | 1,076,268 |
| その他資本剰余金 | | - | | - |
| 資本剰余金合計 | | 1,076,268 | | 1,076,268 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 110,093 | | 110,093 |
| その他利益剰余金 | | 8,388,125 | | 9,368,502 |
| 別途積立金 | | 1,600,000 | | 1,600,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 6,788,125 | | 7,768,502 |
| 利益剰余金合計 | | 8,498,217 | | 9,478,594 |
| 株主資本合計 | | 10,774,486 | | 11,754,863 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | △76 | | △51 |
| 評価・換算差額等合計 | | △76 | | △51 |
| 純資産合計 | | 10,774,410 | | 11,754,812 |
| 負債純資産合計 | | 13,496,854 | | 15,321,153 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第 42 期 (自2022年 1月 1日 至2022年 12月 31日) | 第 43 期 (自2023年 1月 1日 至2023年 12月 31日) |
|------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 6,089,760 | 7,179,472 |
| 運用受託報酬 | 2,341,981 | 2,924,833 |
| 投資助言報酬 | 15,131 | 20,846 |
| その他営業収益 | 1,791,854 | 1,816,212 |
| 営業収益合計 | 10,238,726 | 11,941,363 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 3,449,648 | 3,968,977 |
| 広告宣伝費 | 47,161 | 39,432 |
| 調査費 | 728,968 | 768,412 |
| 委託調査費 | 350,447 | 565,189 |
| 委託計算費 | 16,595 | 17,347 |
| 通信費 | 18,472 | 17,751 |
| 印刷費 | 38,134 | 49,466 |
| 協会費 | 19,436 | 18,395 |
| 営業費用合計 | 4,668,861 | 5,444,970 |
| 一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 216,331 | 172,050 |
| 給料・手当 | 2,158,899 | 2,159,126 |
| 賞与 | 7,939 | 2,721 |
| 役員賞与 | 11,033 | 35,608 |
| 役員退職金 | - | 3,167 |
| 交際費 | 4,137 | 12,602 |
| 旅費交通費 | 40,328 | 61,287 |
| 租税公課 | 67,664 | 89,355 |
| 不動産賃借料 | 237,303 | 165,237 |
| 賞与引当金繰入 | 579,000 | 667,679 |
| 役員賞与引当金繰入 | 162,843 | 147,109 |
| 退職給付費用 | 161,009 | 108,439 |
| 固定資産減価償却費 | 79,914 | 75,981 |
| 商標権償却 | 60 | 10 |
| のれん償却 | 54,146 | 54,146 |
| 福利厚生費 | 299,037 | 304,644 |
| 諸経費 | 465,233 | 351,496 |
| 一般管理費合計 | 4,544,878 | 4,410,657 |
| 営業利益 | 1,024,987 | 2,085,736 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 4,140 | - |
| 有価証券売却益 | 114 | - |
| 役員賞与引当金戻入額 | 552 | 83,028 |
| 賞与引当金戻入額 | 1,667 | 36,929 |
| 受取利息 | 4 | 4 |
| 為替差益 | 46,617 | 88,564 |
| 雑収入 | 10,824 | 4,736 |
| 営業外収益合計 | 63,917 | 213,261 |
| 営業外費用 | | |
| 雑損失 | 9,159 | 505 |
| 営業外費用合計 | 9,159 | 505 |
| 経常利益 | 1,079,745 | 2,298,492 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除去損 | *1 43,881 | - |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 資産除去債務履行差額 | 1,414 | - |
| 特別損失合計 | 45,295 | - |
| 税引前当期純利益 | 1,034,451 | 2,298,492 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 342,822 | 752,389 |
| 法人税等調整額 | 66,651 | △54,274 |
| 法人税等合計 | 409,473 | 698,115 |
| 当期純利益 | 624,977 | 1,600,377 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,863,148 | 8,573,240 | 10,849,509 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 700,000 | △ 70,000 | △ 700,000 |
| 当期純利益 | | | 624,977 | 624,977 | 624,977 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | △ 75,023 | △ 75,023 | △ 75,023 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,788,125 | 8,498,217 | 10,774,486 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 406 | 406 | 10,849,915 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 700,000 |
| 当期純利益 | | | 624,977 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △ 482 | △ 482 | △ 482 |
| 当期変動額合計 | △ 482 | △ 482 | △ 75,505 |
| 当期末残高 | △76 | △76 | 10,774,410 |

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,788,125 | 8,498,217 | 10,774,486 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 620,000 | △ 620,000 | △ 620,000 |
| 当期純利益 | | | 1,600,377 | 1,600,377 | 1,600,377 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 980,377 | 980,377 | 980,377 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 7,768,502 | 9,478,594 | 11,754,863 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | △76 | △76 | 10,774,410 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 620,000 |
| 当期純利益 | | | 1,600,377 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 25 | 25 | 25 |
| 当期変動額合計 | 25 | 25 | 980,402 |
| 当期末残高 | △51 | △51 | 11,754,812 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 3年～18年 |
| 器具備品 | 2年～15年 |

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）を当期首から適用しております。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

第42期（2022年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | | |
|--------|---------|----|
| 未収収益 | 620,330 | 千円 |
| その他未払金 | 115,050 | 千円 |
| 未払費用 | 64,076 | 千円 |

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

| | | |
|------|--------|----|
| 建物 | 16,392 | 千円 |
| 器具備品 | 92,503 | 千円 |

第43期（2023年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | | |
|------|---------|----|
| 未収収益 | 782,559 | 千円 |
|------|---------|----|

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

| | | |
|------|---------|----|
| 建物 | 48,571 | 千円 |
| 器具備品 | 123,877 | 千円 |

(損益計算書関係)

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

*1. 固定資産除去損の内訳

| | | |
|------|--------|----|
| 建物 | 33,039 | 千円 |
| 器具備品 | 10,841 | 千円 |
| | 43,881 | 千円 |

第43期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 700,000 | 291円67銭 | 2021年12月31日 | 2022年3月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 620,000 | 利益剰余金 | 258円33銭 | 2022年12月31日 | 2023年3月27日 |

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 620,000 | 258円33銭 | 2022年12月31日 | 2023年3月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2024年3月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,500,000 | 利益剰余金 | 625円00銭 | 2023年12月31日 | 2024年3月29日 |

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第42期 (2022年12月31日) | 第43期 (2023年12月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 201,349 千円 | 199,590 千円 |
| 1年超 | 513,619 千円 | 314,028 千円 |
| 合計 | 714,968 千円 | 513,619 千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第42期（2022年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|---------|-------|
| 長期差入保証金 | 237,578 | 229,227 | 8,351 |
| 資産計 | 237,578 | 229,227 | 8,351 |

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未収収益
未払手数料
未払費用

第43期（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|---------|-------|
| 長期差入保証金 | 233,498 | 225,235 | 8,263 |
| 資産計 | 233,498 | 225,235 | 8,263 |

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未収収益
未払手数料
未払費用
未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第42期（2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期差入保証金 | - | 229,227 | - | 229,227 |
| 資産計 | - | 229,227 | - | 229,227 |

第43期（2023年12月31日）

（単位：千円）

| | 時価 | | | |
|---------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期差入保証金 | - | 225,235 | - | 225,235 |
| 資産計 | - | 225,235 | - | 225,235 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

第42期（2022年12月31日）

該当事項はありません。

第43期（2023年12月31日）

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第42期（2022年12月31日）

該当事項はありません。

第43期（2023年12月31日）

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第42期(2022年12月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 1,100 | 990 | △110 |
| | 小計 | 1,100 | 990 | △110 |
| 合計 | | 1,100 | 990 | △110 |

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第43期(2023年12月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 2,100 | 2,027 | △73 |
| | 小計 | 2,100 | 2,027 | △73 |
| 合計 | | 2,100 | 2,027 | △73 |

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 投資信託 | 1,114 | 114 | - |

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) | |
|--------------|--|--|
| | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) | 第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日) |
| 退職給付引当金の期首残高 | 113,368 | 131,781 |
| 退職給付費用 | 123,909 | 71,059 |
| 退職給付の支払額 | - | △14,145 |
| 制度への拠出額 | △105,496 | △106,654 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 131,781 | 82,041 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | (千円) | |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 第42期 (2022年12月31日) | 第43期 (2023年12月31日) |
| 積立型制度の退職給付債務 | 770,786 | 826,162 |
| 年金資産 | 660,903 | 758,710 |
| | 109,883 | 67,452 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 21,898 | 14,589 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 131,781 | 82,041 |
| 退職給付に係る負債 | 131,781 | 82,041 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 131,781 | 82,041 |

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 123,909千円 当事業年度 71,059千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,100千円、当事業年度37,380千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第42期 (2022年12月31日) | 第43期 (2023年12月31日) |
|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 前受収益償却額 | - 千円 | 18,984 千円 |
| 未払費用否認額 | 48,029 千円 | 55,275 千円 |
| 繰延資産償却額 | 5,196 千円 | 4,459 千円 |
| 未払事業税 | 15,219 千円 | 34,322 千円 |
| 賞与引当金等損金算入限度超過額 | 193,691 千円 | 224,729 千円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 40,690 千円 | 22,347 千円 |
| 減価償却資産 | 174 千円 | 128 千円 |
| 資産除去債務 | 44,824 千円 | 45,166 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 34 千円 | 22 千円 |
| 未払事業所税 | 2,735 千円 | 2,745 千円 |
| その他 | 7,298 千円 | 588 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 357,890 千円 | 408,765 千円 |
| 評価性引当額 | △110,180 千円 | △96,015 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 247,709 千円 | 312,750 千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務 | △ 30,122 千円 | △ 40,900 千円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 30,122 千円 | △ 40,900 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 217,588 千円 | 271,850 千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第42期 (2022年12月31日) | 第43期 (2023年12月31日) |
|--------------------|-----------------------|---|
| 法定実効税率 | 30.62% | 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実行税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 7.10% | |
| 評価性引当金額 | 0.11% | |
| 過年度法人税等 | △0.21% | |
| 住民税均等割等 | 0.14% | |
| その他 | 1.83% | |
| 税効果会計適用後の法人税などの負担率 | 39.58% | |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) | 第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 期首残高 | 112,815 千円 | 146,388 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 143,757 千円 | - 千円 |
| 時の経過による調整額 | 1,233 千円 | 1,118 千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 111,417 千円 | - 千円 |
| 期末残高 | 146,388 千円 | 147,505 千円 |

(収益認識関係)

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

| | 運用報酬 | 成功報酬 | 合計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 委託者報酬 | 6,089,760 | - | 6,089,760 |
| 運用受託報酬 | 2,162,526 | 179,454 | 2,341,981 |
| 投資助言報酬 | 15,131 | - | 15,131 |
| その他営業収益 | 1,791,854 | - | 1,791,854 |
| 合計 | 10,059,272 | 179,454 | 10,238,726 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

| | 運用報酬 | 成功報酬 | 合計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 委託者報酬 | 7,179,472 | - | 7,179,472 |
| 運用受託報酬 | 2,707,597 | 217,235 | 2,924,833 |
| 投資助言報酬 | 20,846 | - | 20,846 |
| その他営業収益 | 1,816,212 | - | 1,816,212 |
| 合計 | 11,724,127 | 217,235 | 11,941,363 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5. 収益の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）及び第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

| 日本 | ルクセンブルグ | フランス | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|--------|------------|
| 6,925,622 | 1,478,347 | 1,737,776 | 96,981 | 10,238,726 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | フランス | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
| 8,187,590 | 2,046,803 | 1,602,304 | 104,665 | 11,941,363 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|---------------------|-------------|---------------------|-----------|-----------------|---------|------------------|----------------------------|-----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | アムンディ アセットマネジメント | フランス パリ市 | 1,143,616 (千ユーロ) | 投資顧問業 | (被所有)直接 100% | 役員の兼任あり | 投資信託、投資顧問契約の再委任等 | 運用受託報酬 *1 | 281,318 | 未収運用受託報酬 | 180,835 |
| | | | | | | | | 情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1 | 1,053,550 | 未収収益 | 620,330 |
| | | | | | | | | 委託調査費等の支払など *2 | 48,822 | その他未払金 | 131,746 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|---------------------|-------------|------------------|-----------|----------------|--------|-----------|----------------------------|----------|----------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー | ルクセンブルグ | 17,786 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬 *1 | 867,265 | 未収運用受託報酬 | 211,919 |
| | | | | | | | | 情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1 | 597,396 | 未収収益 | 112,124 |
| | アムンディ・インターメディアエーション | フランス パリ市 | 15,713 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 投資サービスの提供 | 運用受託報酬 *1 | 356,203 | 未収運用受託報酬 | 273,550 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント (非上場)

アムンディ (ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|---------------------|-------------|---------------------|-----------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------------|----------|--------------|----------|
| 親会社 | アムンディ アセットマネジメント | フランス パリ市 | 1,143,616 (千ユーロ) | 投資顧問業 | (被所有)直接 100% | 投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任 | 運用受託報酬 *1 | 555,981 | 未収運用 受託報酬 | 223,246 |
| | | | | | | | 情報提供、コンサル ルティング料(そ の他営業収益) *1 | 975,845 | 未収収益 | 782,559 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|-------------------------------------|-------------|------------------|-----------|----------------|-----------|-----------|----------|--------------|----------|
| 兄弟会社 | アムン ディ・ルク センブル グ・エス・ エー | ルクセン ブルグ | 17,786 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬 *1 | 923,902 | 未収運用 受託報酬 | 269,929 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

| | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) | 第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 4,489.34 円 | 4,897.84 円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 260.41 円 | 666.82 円 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) | 第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日) |
|-------------------|--|--|
| 当期純利益 (千円) | 624,977 | 1,600,377 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 624,977 | 1,600,377 |
| 期中平均株式数 (千株) | 2,400 | 2,400 |

(重要な後発事象)

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
りそな・日経225オープン

約 款

アムンディ・ジャパン株式会社

【運用の基本方針】

約款第 14 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行いません。

【運用方法】

(1)投資対象

アムンディ・日経 225 オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお株式等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

- 1.主としてアムンディ・日経 225 オープンマザーファンド受益証券に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行いません。
- 2.現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引を活用することがあります。
- 3.株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、日経平均トータルリターン・インデックスとの連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 110%を超えないものとします。
- 4.組入対象銘柄は、主として東京証券取引所プライム市場上場株式とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは行なわないことがあります。
- 5.株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 6.ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
- 7.国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- 8.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行なうことができます。

【運用制限】

- (1)株式の実質投資割合には、制限を設けません。
- (2)外貨建資産への投資は、行ないません。
- (3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4)同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (5)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第

- 8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (7)投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - (8)有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
 - (9)スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
 - (10)金利先渡取引は約款第21条の範囲で行ないます。
 - (11)前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
 - (12)デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

【収益分配方針】

毎決算時(毎年1回、原則として7月11日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針

収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 りそな・日経 225 オープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 2 条 委託者は、金 2,242,947,797 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項、および第 48 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第 4 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第 6 条 委託者は、第 2 条に規定する信託によって生じた受益権については 2,242,947,797 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の取得単位、価額および手数料等】

第 11 条 指定販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経 225 自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。

②前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1 口につき 1 円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④前項の手数料の額は、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

⑤前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して 3 カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該指定販売会社または委託者でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益権の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、指定販売会社または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 33 条に規定する各計算期間の終了日の基準価額とします。

⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中

止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【運用の基本方針】

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行ないます。

【運用の指図範囲】

第 15 条 委託者は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたアムンディ・日経 225 オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7.コマーシャル・ペーパー
- 8.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9.外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10.投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
- 11.投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第11号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとしします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売りつけの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第 19 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

- ②委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて

はこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた時は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引の運用指図・目的・範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第 21 条の 2 デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第 21 条の 3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の 50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【保管業務の委任】

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 25 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 26 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 27 条 （削除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却および再投資の指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属するみなす信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

- ②委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れの指図および範囲】

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ②前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1.一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取の確定している資金の額の範囲内。
 - 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3.借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%以内。
- ③前項の一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間に限るものとします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金立替え】

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

【計算期間】

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 7 月 12 日から翌年 7 月 11 日までとすることを原則とします。な

お、第1計算期間は、平成11年7月23日から平成12年7月11日までとします。

- ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成してこれを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律・税務顧問への報酬、印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ②委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑤信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.007%の率を乗じて計算した額以内とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1計算期間については、平成12年1月11日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等】

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75の率を乗じて得た金額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1計算期間については、平成12年1月11日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第 38 条 （削除）

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 39 条 受託者は、収益分配金については、第 40 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 40 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 40 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 40 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 41 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等

の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥前各号（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者が自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第41条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第40条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第42条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦（削除）
- ⑧（削除）

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第 44 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回る事となった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の 10 分の 1 を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 47 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約

に関する事業を承継させることがあります。

③（削除）

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 49 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 49 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 50 条 第 44 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 44 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第 50 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第 51 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条

第40条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条

平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第11条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成11年7月23日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

- ・この証券投資信託の受託者は、平成14年9月9日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和銀信託銀行株式会社に変更しております。（大和銀信託銀行株式会社は、平成14年10月15日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）

Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント